

平成30年度事業計画書

第1 基本方針

中小企業を中心に人手不足が大変深刻化していますが、景気回復は長期にわたり、景気の先行きや当面の企業業績に、強気な予想をする経営者・研究機関が多くなっています。また、今年＝平成30年から来年、再来年にかけては、ビッグイベントが続き、日本列島が活気づくことが期待されます。来年＝平成31年4月30日には天皇陛下ご退位、翌5月1日には皇太子さま即位、改元が予定され、今年半ばには新しい元号が発表されます。再来年＝2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、建設需要もピークを迎えます。

当協会は、平成元年4月11日に設立され、平成の時代とともに、産業廃棄物の適正処理及び積極的な再生利用を推進する事業を行ってきました。この間、経済社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄物排出の時代から循環型社会、低炭素社会へと大きく進化してきました。当協会が正会員として参加する公益社団法人 全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」といいます。）は、平成30年4月、適正処理を前提に循環型社会の実現と低炭素化社会への貢献を一層進めるため、「全国産業資源循環連合会」に改称されます。当協会は、平成の「仕上げ」の年を迎え、連合会や他県協会と協力して、産業廃棄物の適正処理及び資源循環の推進という協会の使命を果たすべく、普及啓発及び会員への支援を実施します。

第一に、産業廃棄物関係情報の提供等です。産業廃棄物に関する法律・政省令等の改正内容や産業廃棄物の適正処理に役立つ情報を迅速に会員に届けます。また、産業廃棄物関係法令等研修会の開催等により改正内容の周知徹底に努めます。

第二に、業界及び協会会員の要望を実現するための活動です。産業廃棄物処理業の振興と規制合理化のための連合会の要望については、その多くが昨年2月の中央環境審議会意見具申に取り上げられていますが、当協会は、連合会に協力し、その実施を強く求めています。

産業廃棄物処理業の振興策については、再来年＝2020年は産業廃棄物処理業界にとって記念すべき、廃棄物処理法施行50年に当たります。全産連と各県協会では、『処理の受け手』から『資源の創り手』へ」という業界のあるべき将来像を踏まえた、産業廃棄物処理産業の振興に関する法律の2020年制定を目指しています。この要望活動に協力します。

また、当協会は、昨年10月、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会を初めて開催し、排出事業者に対する指導の強化、県・市が発注する公共工事への優良産廃処理業者優遇措置の導入をはじめ、10項目の要望及び意見交換を行いました。この懇談会の開催を通じて、協会が今後取り組むべきことがより明確になりました。行政手続における優良な産廃処理業者の負担軽減など、会員の要望が少しでも多くかなえられるよう、粘り強く要望を続けます。

第三に、会員に対する安全衛生支援です。産業廃棄物処理業は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。人手不足が深刻化する中、安全で衛生的な職場は、若い人が集まってくれる職場の大前提です。当協会は、連合会と連携して、平成29年度から31年度までの3か年の「労働災害防止計画」を策定して取り組んでいるところです。平成30年度も、会員の安全衛生に関する支援を積極的に進めていきます。

もとより労働災害の撲滅のためは、各会員において、一つでも多く、実際に災害防止につながる活動に取り組んでいただくことが重要です。会員の皆様には、是非、研修会に積極的にご参加いただくなど、協会と一緒に、自らの安全衛生の水準向上に努めてくださるようお願いいたします。

第四に、災害廃棄物処理支援です。平成30年度岐阜県・岐阜市と協会との懇談会では、産業廃物の不適正処理・不法投棄対策や、災害廃棄物処理対策についても議題とし、協会と行政との協力関係の強化を図ります。特に、災害廃棄物処理支援については、現在、協会は岐阜県のみと協定を締結していますが、一歩前に出て、大規模災害時に協会に対する市町村の支援要請が確実・円滑になされるよう、市町村との協定締結を目指した取組みを開始します。

最後に、協会設立30周年記念事業の準備です。当協会は、平成31年に設立30周年を迎えますので、実行委員会を組織して、協会設立30周年を会員及び関係者に感謝し、県民に発信する記念事業の準備を進めます。

以上が平成30年度協会事業の方針であります。会員の皆様におかれましては、協会の実施する事業には積極的にご参加いただきますとともに、会員相互の交流、ネットワークの形成に努め、自らの業績の向上につなげていただくようお願いいたします。

第2 事業計画

平成30年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに有用な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

共益事業

1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。
- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。

2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。

- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。
また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。
- (3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。
- (6) 廃棄物処理法令(三段対照)通知集を会員に配付します。
- (7) 産廃手帳(2019年版)を会員に配付します。
- (8) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書を紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
- (3) 産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会との懇談会を開催します。
- (4) 市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
- (5) 災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。